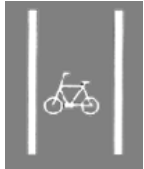
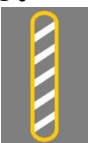
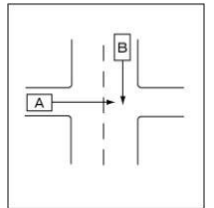


こうか そくてい もんだい
効果測定問題 1

1. 車の運転は、認知・判断・操作の一連の流れの繰り返しによって成り立っている。
2. 右の標識板は、車は前方の信号が赤や黄色であっても、歩行者などまわりの交通に注意しながら左折することができることを表している。
3. 左折をするときの手による合図の方法は、右腕を車の外に出して水平に伸ばす。
4. 初心者マークや高齢者マークをつけている車に対して、追い越しや追い抜きをしてはならない。
5. 徐行とは、車がすぐに停止できる速度で進行することを言い、速度でいうと10キロ以下で走行することをいう。
6. 右の標識は、自転車横断帯を表している。
7. 左右の見通しがきかない交差点では、徐行をしなければならない。(交通整理が行われている場合や、優先道路を通行している場合を除く。)
8. 路線バス専用通行帯が指定されている道路では、指定された車と小型特殊自動車、原動機付自転車および軽車両を除く他の車は、その通行帯を通行してはいけない。
9. 車は、歩行者がいる安全地帯の側を通るときは、徐行しなければならない。
10. 交通整理の行われている交差点に入ろうとする車は、前方の交通が混雑しているため交差点内で止まってしまい、交差方向の車の通行を妨げるおそれがあるときは、信号が青でも交差点に入ってはいけない。
11. 許可を受けて歩行者用道路を通行する車は、とくに歩行者に注意して徐行しながら通行しなければならないが、明らかに歩行者がいない場合は徐行まではしなくても良い。
12. 右左折をする場合は方向指示器により合図を行うが、徐行が停止をしようとするときの合図はない。
13. 右の補助標識は、本標識が示す交通規制の終わりを示している。
14. ブレーキをかけるときは、最初はできるだけ強くかけるようにする。
15. 道路外に出るため、左折または右折をするときは徐行をしなければならない。
16. 運転者が疲れているときは、疲れていないときに比べて、危険を認知してから判断するまでに時間が長くなるので停止距離が長くなるが、雨にぬれた道路を走っている場合は停止距離は変わらない。
17. 進路の前方に障害物があるときは、必ず一時停止をして反対方向からの車に道を譲らなければならない。
18. 普通免許や大型二輪、普通二輪、原付免許のそれぞれの免許を取得してから1年の間を初心運転者期間という。
19. 横の信号が赤に変われば、目の前の信号もすぐに青に変わるので直ちに発進してもよい。
20. 黄色の点滅信号の意味は、一時停止をして安全を確認したのちに進むことができるという意味である。
21. 片側が谷(ガケ)になっている道路での行き違いは、のぼり下りに関係なく、転落の恐れのある谷(ガケ)になっている方が安全な安全な場所に停止をして道を譲る。
22. 速度を60キロメートルから20キロメートル毎時まで落とした場合は、徐行したことになる。
23. 右の標識は、歩行者、車、路面電車のすべての通行を禁止している。

24. 交通整理が行われており、車両通行帯が3以上ある道路の交差点では、原動機付自転車は二段階右折で右折をしなければならない。
25. 交差点やその付近以外で緊急自動車が接近してきたときは、道路の左側に寄って一時停止をしなければならない。
26. 緊急自動車に進路を譲る場合でも、黄色の線を越えて進路を変えてはならない。
27. 横断歩道(自転車横断帯)とその手前に停止している車の側を通して前方に出る場合は、徐行をして安全を確認したのちに通行しなければならない。
28. 見通しの良い道路の曲がり角付近では、徐行の義務はない。
29. 故障車をロープ、クレーンなどでけん引する場合であっても、故障車が750kgを超えている場合はけん引免許がいる。
30. 車両総重量3,500kg以上、7,500kg未満の車を運転する場合は、準中型自動車の免許が必要である。
31. こう配の急な上り坂や下り坂は、徐行しなければならない。
32. 二輪車の車種の選び方は、二輪車にまたがったときに、両足のつま先が地面にとどくのを選ぶのが良い。
33. 右の標識は、積荷の重さが表示された重量を越える車は通行できないということを表している。
34. 標識や標示により最高速度が指定されていない一般道路における原動機付自転車の最高法定速度は60キロメートル毎時である。
35. 横断する人や(自転車)がいなかったことが明らかな横断歩道や自転車横断帯では、そのまま通過することができる。
36. 自転車の側を通るときは、自転車のふらつきなどを予想し、必ず徐行しながら通行しなければならない。
37. 右図のような道路に差し掛かった場合、A車はB車より先に通行することができる。
38. 交差点を右折するため、進路を変えようとするときの進路変更の合図の時期は、進路を変えようとする3秒前に合図を行う。
39. 追い越し禁止の場所で、原動機付自転車を追い越した。
40. こどもがひとりで歩いている場合は、一時停止か徐行をして安全に通行できるようにしなければならない。
41. 学校、幼稚園などの付近や通学路の標識のあるところでは、子供の飛び出しを予測し、注意して通行する。
42. 踏切に信号が付いている場合でも、必ず一時停止をして通過しなければならない。
43. 右の標識がある所で、右左折するため道路の右端や中央、左端に寄る場合は通行することができる。
44. 停止線がない場合の停止位置は、横断歩道や自転車横断帯がなければ、交差点の直前である。
45. 内輪差は、左折をするときには生じるが、右折するときには生じない。
46. 車は、交通整理が行われていない道幅が同じような道路の交差点では、右方から進行してくる車が優先する。
47. 右の標示は、立入り禁止部分を表している。
48. 前の車が進路を変えようとして合図をしたときは、いかなる場合であってもその進路を妨げてはならない。



49. ^{くるま}車は、^{こうさ てん はい}交差点に入ろうとする^{とき}時、^{こうさ てんない}交差点内を^{つうこう}通行する^{とき}時は、^{かぎ あんぜん そくど ほうほう しんこう}できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。
50. ^{おおがた かもつ じどうしゃ}大型貨物自動車の^{ほうてい そくど}法定速度の^{さいこう そくど}最高速度は50キロメートル^{まいじ}毎時である。